

# まちづくり通信 vol.5

## 上田市独自の「まちづくりのルール」を目指して

発行日 / 平成 21年 9月 9日 発行元 / 上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会

### 分科会で論点を検討中！ (第2分科会)

上田市独自の「まちづくりのルール」の検討は、現在3つの分科会にわかれ、論点を分担して検討を進めています。第2分科会では、まちづくりをしていく上で必要不可欠な「情報」の取り扱いと、議会や議員、そして、この条例が上田市にとってどれくらい大切なものかについて話し合っています。

第2分科会の担当項目		
大分類	条文規定項目	分科会
情報公開 情報提供 情報共有	情報共有の原則と施策	2
	行政情報を知る権利	
	個人情報の保護	
	会議公開の原則	
	説明責任	
	意見・要望・苦情等への応答	
議会	議会の役割責務	2
最高法規性	条例の位置づけ	2

「情報」には、情報公開と情報提供、情報共有の3つに分類されます。その中では、市の情報提供や説明責任に関することはもちろんのこと、市民の情報を得る権利や、市民同士の情報交換についても議論されています。

「議会」はまちづくりを担う、住民の意思を決定する市の最高機関であり、議員は市民の代表として私たちの生活を良くするために活動しています。議会は市長をはじめ、市役所のチェックを行い、行政によるまちづくりを監視し、より良い方向に導く議決機関として大切な役割があります。検討委員会でも議員や議会を大切なまちづくりの主体として、それぞれの長所を伸ばし、上田市を良くするためにより積極的な活動と役割を発揮してもらうにはどうしたらよいか話し合っています。

一般的に「自治基本条例」は「まちの憲法」とたとえられることがあります。それはこの条例が、市のまちづくりを進めていく上で、原則となるルールであるという

考えに基づいているためです。「みんなが守り育てる、みんなのルールとはどういうものか」、「私たちの子どもたちの代により良い上田であるために、大切な規範としてどうあるべきか」話し合っています。

### 「情報公開」ってなに？ ~ 第2分科会の論点から ~

情報公開制度は、憲法第21条「表現の自由」から新しく派生した「知る権利」が基礎となっています。市民がまちづくりに参加するために必要不可欠なこととして「知る権利」を制度化したものです。また、逆に、市政の状況を具体的に明らかにして、市民と行政との協働を進めるための、市民に対する行政の「説明責任」の制度でもあります。

#### 情報公開の考え方

情報公開	義務的		任意的
	請求によるもの	法令等に基づく証明書 の交付、関係文書の閲覧及び写しの交付	<b>情報公開制度</b>
請求によらないもの	法令等に基づく情報公表		法令等に基づかない自主的な情報公表、広報誌の発行、マスコミへの情報提供

## 「情報公開」行政の責務と、市民の権利

自治基本条例検討委員会の議論の中でも、情報公開は市の当然の責務であるという考えが主流です。市も積極的な情報公開を行っており、原則公開 個人のプライバシーの保護 市のすべての機関で実施という基本的な考えに則って行っています。しかし、行政は情報公開制度による情報公開だけでなく、まちづくりをしていく上で大切な情報を、様々な方法で市民に伝えていく必要があります。求められた情報を提供するだけでなく、積極的な情報提供が求められています。

市の情報提供の手段として、広報誌やケーブルテレビによる行政チャンネル、ホームページなどさまざまなメディアを活用していますが、それぞれ一長一短があり、すべての方に情報が行き届くことは難しいのが現状です。一方、市民の側も、市の情報に対して無関心でいるのではなく、情報を知る権利をもっと積極的に使うべきだという意見も検討委員会の中で出されました。

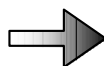
一方、検討委員会の中でも意見が分かれています。市民同士の「情報公開」「情報提供」についてです。確かにまちづくりをしていく上で、市民の活動は大きなウェイトを占めています。その情報を得ることは、市民のまちづくりへの参加に大きな広がりを持たせることとなりますが、「その情報の正確性をどう担保するか」や「個人の情報をどう守れるか」など、市民にそれだけの責務を負わせるようなことを条例に盛り込んでよいかについては、議論が重ねられています。

また、情報公開や情報提供については、議会についても強く求める意見が出ました。市の情報公開制度には当然議会も含まれていますが、もっと議会や議員の活動を知りたいといった意見が多く出されています。



## 皆さんのご意見をお待ちしています！

ホームページには、条例の検討委員会に直接自分のご意見を伝えることのできる、「ご意見投稿フォーム」を設置して、随時ご意見を募集しています。地域活動やまちづくり活動をしていく中で感じていることや想い、条例策定へのご意見、ご要望、盛り込んで欲しい項目などどのようなことでもかまいませんので、皆さんの声をぜひお寄せください。



QRコード  
携帯電話で読み取っていただくと、直接投稿フォームが開けます。

## 事務局から・・・

検討委員会の配布資料や議事録などの情報は、上田市役所ホームページからもご覧いただけます。

【事務局】上田市役所政策企画局まちづくり協働課 電話 0268-22-4100（内線 1354）

【ホームページ】<http://www.city.ueda.nagano.jp>

【ご意見はこちらから】<http://www.city.ueda.nagano.jp/hp/ht/jiti/kihon.html>